

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

奈良市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 大和平野地域

#### (1) 現況

本地域は、奈良盆地の平坦地に水田が広がり、稲作を中心に京都や大阪等の大消費地と近接することを活かし、イチゴやトマト等の収益性の高い施設栽培が行われている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 大和高原地域

#### (1) 現況

本地域は、谷沿いに水田が広がり、樹園地や畑が点在しており、稲作を中心に茶やなす、トマト等の高原野菜が生産されている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大和平野地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	大和高原地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

#### 1. 対象農用地の基準

##### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

##### ア 対象地域

- (7) 特定農山村法指定地域（旧針ヶ別所村）
- (イ) 山村振興法指定地域（旧針ヶ別所村、旧月ヶ瀬村）
- (ウ) 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域（旧大柳生村）

(エ) 奈良県の知事特認地域

農林統計上の中山間地域（旧五ヶ谷村、旧田原村、旧柳生村、旧大柳生村、旧東里村、旧狭川村、旧東山村 2 - 2、旧都介野村）

但し、特認地域は急傾斜農用地のみを対象とする。

イ 対象農用地

(ア) 勾配が田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上である農用地（以下「急傾斜農用地」という。）

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 勾配が田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）であって市長が特に必要と認めるもの

(オ) 棚田地域振興法に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次の(a)又は(b)の基準を満たすもの

(a) 急傾斜農用地

(b) (a)の農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)であって市長が特に必要と認めるもの

(2) その他必要な特記事項

特になし